

農林業普及事業の継続と予算確保を求める意見書

都道府県の専門の職員が、直接農林業者に接し、技術導入や経営管理の支援、農林業者の組織化等の体制づくりなどを行う協同農業普及事業及び林業普及指導事業は、我が国における食料の安定供給と国土の保全、農林業の発展に寄与してきた。

本町においても、コメ、園芸、畜産等の技術開発や普及指導等を通じて生産性の向上や農産物の品質向上に貢献するとともに、現在取組が進められているチューリップ球根、白ネギ、サトイモなどの地域振興作物の生産拡大や適正農業規範（GAP）に基づく農業の推進、森林・里山の再生整備において果たす役割に大きな期待が寄せられている。

しかしながら、政府の行政刷新会議による事業仕分けで、協同農業普及事業交付金及び林業普及指導事業交付金が「来年度の予算計上を見送り、抜本的に見直すこと」と判定された。

協同農業普及事業交付金及び林業普及指導事業交付金の予算計上が見送られた場合には、幅広い分野で農林業者を支えてきた普及指導活動に支障が生じ、多様な農林業の展開が阻害され、地域の農林業の活力が失われる強い懸念がある。

また、高齢化に伴う離農が進み、農業就業者が激減している中、新たな担い手の育成と世代間の農業技術の継承がまさに喫緊の課題となっており、現場の実情に応じた普及指導活動が実施されなければ、我が国の食料確保と農業の継続、農村の維持が困難となりかねない。

農林業普及事業は、我が国における食料の安定供給と国土の保全、地域の農林業の振興の双方にとって不可欠であり、今後も国と県が連携協力して実施されなければならない。

よって、国会及び政府におかれては、協同農業普及事業及び林業普及指導事業を今後も継続して実施するとともに、交付金の確保等必要な予算措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日